

保証料助成事業の概要

(農業経営支援緊急対策保証料助成金交付事業)

適正な財務諸表を作成し経営改善に取り組む農業者に対し、21年度までの措置として、資金借り入れの際の保証料負担の軽減措置を講じ、やる気のある農業者に対する資金融通の円滑化を支援します。

(参考)

- ・ 農業者の信用力を補完し、資金融通を円滑にするため、農業者が融資機関から経営改善に必要な資金を借り入れる際に農業信用基金協会がその借入債務を保証しています。
- ・ 保証料は、借入金額(残高)に対し、0.2~0.6%程度。

1. 対象者

適正な財務諸表を作成し経営改善に取り組む農業者

2. 対象資金

- ・ 農業近代化資金
- ・ スーパーL資金(農協等転貸貸付に限る。)
- ・ 農業改良資金(農協等転貸貸付に限る。)
- ・ その他農業経営の改善に必要な設備資金・運転資金

3. 助成要件

青色申告書及び財務諸表を提出
経営診断を受診

4. 助成割合

保証料負担額の1/2

5. 保証枠

640億円

6. 事業実施期間

平成21年度まで

【保証料助成の具体例】農業近代化資金 1,000万円借入の場合

農業近代化資金：1,000万円借入	}	(保証料負担額)	(助成割合)
償還期間：7年		150,000円×1/2	
保証料率(平均)：0.43%		= 75,000円	
		75,000円助成されます。	

7. 平成20年度二次補正予算額

605,000千円

[担当課：経営局金融調整課(03-6744-2171(直))]